

公益財団法人さいたま市スポーツ協会 後援等名義使用承認に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、団体が主催する講習会、講演会、展示会、競技会、記念行事その他の行事（以下「行事」という。）に対して、公益財団法人さいたま市スポーツ協会（以下「協会」という。）が後援又は共催（以下「後援等」という。）することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。

(審査基準)

第3条 協会が後援等を行うことができる行事は、協会の方針に合致し、協会の目的の推進に寄与するものと認められる事業とする。

2 行事が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、協会は後援等をしないものとする。

- (1) 政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれているもの
- (2) 私的な利益を目的とするもの
- (3) 主催者について、その存在が明確でないもの又はその事業遂行能力が十分でないもの
- (4) 参加者が極めて限られた範囲であるもの
- (5) 参加者から参加料を徴収する場合において、当該参加料等の金額が、行事の実施上、やむを得ない範囲を超え、参加者に過重な負担を求めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協会が後援等を行うことが適当でないもの

(承認の手續等)

第4条 協会の後援等を受けようとする団体は、後援等に係る承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 定款、寄付行為、会則等その団体の概要を示す書類
- (2) 役員及び事業関係者の名簿
- (3) 事業計画等行事の目的、内容等が詳細にわかる書類
- (4) 行事に係る収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか参考となる書類

2 前項に規定する申請書の提出があった場合は、前条に規定する審査基準により審査の上、協会の後援等の承認をするときは後援等に係る承認通知書（様式第2号）により、承認をしないときは後援等に係る不承認通知により、申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第5条 承認に関しては、必要により次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 申請当時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること
- (2) 事故防止、救護体制等について十分留意すること
- (3) 後援の承認を行うに際しては、原則として事業の経費を負担支出しないこと

(承認の取消)

第6条 後援等の承認をした行事が当初の趣旨に反するなど協会が後援等をするのが不適当であると認めるに至ったときは、当該承認を取り消すものとする。

(事業実績報告書)

第7条 協会の後援等を受けた団体は、後援等の承認をした行事が終了したときは、速やかに事業実績報告書(様式第3号)に行事に関する収支報告書及び開催要項、パンフレット等実施状況がわかる書類を添付して提出するものとする。

(後援等承認管理)

第8条 協会が後援等の承認をしたときは、その都度、その内容を記録してその実績を把握しておくものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人さいたま市スポーツ協会の設立の登記の日から施行する。